



浦添市景観地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長 松本 哲 次

浦添市条例第 29 号

浦添市景観地区条例の一部を改正する条例

浦添市景観地区条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

地区		工作物の種類	形態意匠の制限の基準	高さの最高限度の基準
県道浦添西原線沿線地区		垣、柵又は塀	素材等は、琉球石灰岩（貼付けを含む。）、生垣又はしっくい塗りその他自然素材等を使用するよう配慮する。	県道側に垣、柵又は塀を設ける場合は、原則として、敷地面から高さ1.5メートル以下とする。
		自動販売機	1 自動販売機を設ける場合は、道路から目立たないよう設置場所及び配置に配慮する。 2 基調となる色は、茶系統の落ち着いた色とする。	—
		石敢當	石敢當を設ける場合は、周辺景観に馴染むよう素材、形態及び色彩等に配慮する。	—
浦添前田駅周辺地区	沿道エリア（計画道路端から25メートルまでの範囲をいう。）	垣、柵又は塀	素材等は、琉球石灰岩（貼付けを含む。）、生垣又はしっくい塗りその他自然素材等を使用するよう配慮する。	県道側に垣、柵又は塀を設ける場合は、原則として、敷地面から高さ1.5メートル以下とする。
	低層住	垣、柵又は塀	道路に面する部分の塀	道路側に垣、柵又は塀を

	宅エリア（計画道路端から25メートルを超える範囲をいう。）	は、原則として、琉球石灰岩による石積み若しくは石張り又は敷地面から高さ0.6メートル以下の琉球石灰岩による石積み若しくは石張りその他類似する塗装等で修景した場合において、その上部は垣、柵又はフェンス等を設置の上、緑の垣根を設けるよう配慮する。ただし、道路面と敷地に高低差が著しくある場合は、その限りでない。	設ける場合は、原則として、敷地面から高さ1.5メートル以下とする。
--	-------------------------------	---	-----------------------------------

備考 この表に定める基準のほか、工作物の制限の基準は、浦添市が作成する景観地区ガイドラインにおいて定めるとおりとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年11月30日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

浦添市景観地区条例（平成27年条例第38号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
浦添市景観地区条例				浦添市景観地区条例			
平成27年 9 月29日 条例第38号				平成27年 9 月29日 条例第38号			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
地区	工作物の種類	形態意匠の制限の基 準	高さの最高限度の基 準	地区	工作物の種類	形態意匠の制限の基 準	高さの最高限度の基 準
県道浦添西 原線沿線地 区	垣、柵又は塀	素材等は、琉球石 灰岩（貼付けを含 む。）、生垣、しっ くい塗りその他自然 素材等を使用するよ う配慮する。	県道側に垣、柵又は 塀を設ける場合は、1. 5メートル以下とす る。	県道浦添西 原線沿線地 区	垣、柵又は塀	素材等は、琉球石 灰岩（貼付けを含 む。）、生垣又はし っくい塗りその他自 然素材等を使用する よう配慮する。	県道側に垣、柵又は 塀を設ける場合は、原 則として、敷地面から 高さ1.5メートル以下 とする。
	自動販売機	1 自動販売機を設 ける場合は、道路 から目立たないよ う設置場所及び配 置に配慮する。 2 基調となる色 は、茶系統の落ち 着いた色とする。	—		自動販売機	1 自動販売機を設 ける場合は、道路 から目立たないよ う設置場所及び配 置に配慮する。 2 基調となる色 は、茶系統の落ち 着いた色とする。	—
	石敢當	石敢當を設ける場	—		石敢當	石敢當を設ける場	—

			合は、周辺景観に馴染むよう素材、形態、色彩等に配慮する。	
浦添 前田 駅周 辺地 区	沿道 エリ ア（計 画道 路端 から2 5メー トル まで の範 囲を い う。）	垣、柵又は塀	素材等は、琉球石灰岩（貼付けを含む。）、生垣又はしっくい塗りその他自然素材等を使用するよう配慮する。	県道側に垣、柵又は塀を設ける場合は、原則として、敷地面から高さ1.5メートル以下とする。
低層 住宅 エリ ア（計 画道 路端 から2	垣、柵又は塀	道路に面する部分の塀は、原則として、琉球石灰岩による石積み若しくは石張り又は敷地面から高さ0.6メートル以下の琉球石灰岩による石	道路側に垣、柵又は塀を設ける場合は、原則として、敷地面から高さ1.5メートル以下とする。	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 236 1283 563"> <u>5メートルを超える範囲をいう。)</u> </td><td data-bbox="1451 236 1709 754"> <u>積み若しくは石張り その他類似する塗装 等で修景した場合に おいて、その上部は 垣、柵又はフェンス 等を設置の上、緑の 垣根を設けるよう配 慮する。ただし、道 路面と敷地に高低差 が著しくある場合 は、その限りでない。</u> </td></tr> </table> <u>備考</u> この表に定める基準のほか、工作物の制限の基準は、浦添市が作成する景観地区ガイドラインにおいて定めるとおりとする。	<u>5メートルを超える範囲をいう。)</u>	<u>積み若しくは石張り その他類似する塗装 等で修景した場合に おいて、その上部は 垣、柵又はフェンス 等を設置の上、緑の 垣根を設けるよう配 慮する。ただし、道 路面と敷地に高低差 が著しくある場合 は、その限りでない。</u>
<u>5メートルを超える範囲をいう。)</u>	<u>積み若しくは石張り その他類似する塗装 等で修景した場合に おいて、その上部は 垣、柵又はフェンス 等を設置の上、緑の 垣根を設けるよう配 慮する。ただし、道 路面と敷地に高低差 が著しくある場合 は、その限りでない。</u>		